

More Jobs Better Lives 公益財団法人

2020 年度 第 2 回

# 外国人技能実習生 受入農家募集要項

日本国内対象

～More Jobs Better Lives 公益財団法人～

More Jobs Better Lives 公益財団法人は、開発途上にある海外の国や地域に対する農業振興に資するため、財団代表理事の寄付により 2018 年 8 月に設立された財団です。外国人技能実習生を支援する農家・農業法人に対する資金援助等を通じ、国際相互理解の促進と開発途上にある海外の地域に対する人材育成に寄与することを目的としています。

More Jobs Better Lives 公益財団法人  
〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-12-1  
渋谷マークシティ W16 階  
担当：公募事務局  
E-mail: obo@mjbl.jp  
HP : <https://www.mjbl.jp>

## I\_ 応募資格

下記の項目にすべて該当する者とする。

- (1) 日本国内の農家・農業法人  
外国人技能実習生（以下、技能実習生という）を現在受け入れている、または受け入れ可能な農家・農業法人
- (2) 下記の技能実習生の受入が可能な農家・農業法人
  - ①出身国：インド  
（※経済協力開発機構の開発援助委員会が作成する開発途上国（DACリスト）内「後発開発途上国」にあたる）
  - ②新規でインド人技能実習生を受入れようとしている農家・農業法人
- (3) 技能実習生の受入職種（実習法）  
・移行対象職種：耕種農業
- (4) 技能実習生の受入期間  
・3年（1号・2号） ※3号は対象外
- (5) 法令順守  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法及び関連法令を順守できている者。
- (6) 技能実習制度の趣旨の理解  
技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度であり、その趣旨を正しく理解している者。
- (7) 弊財団との連携  
国際相互理解の促進と開発途上にある海外の地域に対する人材育成について、継続的な情報交換を通じて、更なる人材育成に協力できる者。
- (8) 住居の手配
  - ・受入先名義での賃貸契約等により住環境の整備ができる者
  - ・自転車通勤の場合には、一般的に通勤が可能な範囲内にて準備ができる者
  - ・作業場まで遠い場合には、車で毎日送迎が可能である者。
  - ・プレハブ等建設の場合には、建物が労働基準法／実習法の寄宿舎の要件に沿っており、技能実習生の住居として適切な環境であること。
- (9) その他
  - ・東京都内にて年1回程度開催される交流会に参加できる者。
  - ・毎月1回、実習状況を弊財団へ報告できる者（※メール等可）

## II\_ 募集数

若干数

## III\_ 助成金

(1) 助成金対象の範囲

助成金額の上限を実習生 2 名分としますが、3 名以上の受入れを希望される方は、応募用紙に必ずその旨をご記載ください。

尚、途中で、対象技能実習生を変更することはできません。

(2) 助成内容

支給額 技能実習生 1 人当たり

1 年目 110 万円/年

2 年目 60 万円/年

3 年目 60 万円/年

支給期間 3 年間

(3) 財団認定の有効期限

財団認定日から 1 年以内に、対象技能実習生が特定され技能実習を開始していること。

尚、財団認定日から 1 年を超えても対象技能実習生が特定されていない場合は、認定解除となります。

#### IV\_ その他

(1) 支給方法

6 か月に一度、予め指定した農家・農業法人に掛る名義の口座への振込。

(2) 農家・農業法人の義務

① 毎月期限内にレポート等の提出（期限：毎月 25 日前後）※任意形式

② 交流会の参加（但し、農業繁忙期は考慮いたします）

※国際理解と親善に関心を持ち、年 1 回開催予定の交流会に出席すること

（交流会は、主に東京で開催。交通費支給）

(3) 監理団体及び送出し機関について指定はありません。（※相談は応じます。）

#### V\_ 応募手続きについて

(1) 応募方法

以下のいずれかの方法で応募を行ってください。

<E メール>

①弊財団のホームページより、応募書類をダウンロード

ホームページアドレス：<https://www.mjbl.jp>

②応募書類（エクセルデータ）に入力の上、公募事務局宛てに E メール送信

事務局メールアドレス：[obo@mjbl.jp](mailto:obo@mjbl.jp)

<郵送>

①弊財団のホームページより、応募書類をダウンロードし、印刷する

ホームページアドレス：<https://www.mjbl.jp>

または  
公募事務局（03-4500-8610）に問合せの上、応募書類を取り寄せ  
②応募書類に直接記入の上、公募事務局宛てに郵送  
送付先住所：〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-12-1  
渋谷マークシティ W16 階  
More Jobs Better Lives 公益財団法人 公募事務局宛

(2) 必要書類

- ・応募用紙（ホームページ掲載）
- ・営農証明書（写し）
- ・住民票（原本）または運転免許証（写し）
- ・農園の様子がわかる写真
- ・雇用条件書 ※既に技能実習生を受け入れている農家様

(3) 応募期間

2020年12月1日（火）～ 2020年12月13日（日）

## VI\_ 選考の流れ

(1) 書類選考 12月中旬

面接 12月18日（金）

結果発表 12月下旬

※ 面接は、リモートにて実施致します。

※ 選考結果は、応募者全員にEメールもしくは電話にて通知いたします。

(2) 最終認定

選出された農家・農業法人は受入農家認定通知書（郵送）をもって最終認定とします。

※ 可否に関する電話等による問い合わせには、一切応じません。

## VII\_ 注意事項

弊財団の助成金支給対象に認定後、あるいは弊財団の助成金支給対象として認定後、以下に該当する場合、及び農家・農業法人としてふさわしくない行為があった場合は、その月をもって助成金の支給を停止、もしくは打ち切りとなります。

### <停止>

技能実習の再開の可能性はあるが、技能実習が実施されていない場合

### <打ち切り>

- ① 対象の技能実習生が失踪した場合

- ② 外国人技能実習機構、労働基準監督署から処分を受けた場合
- ③ 提出書類及び届出事項に虚偽があった場合
- ④ 毎月のレポートの提出が遅れ、または提出がない場合
- ⑤ 弊財団の交流会に一切出席がない場合
- ⑥ 刑事事件、法律や社会秩序に反する行為を行った場合
- ⑦ 財団の名譽を傷つける行為をした場合

以上

## プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

More Jobs Better Lives 一般財団（以下、当財団という）は、以下のとおり「個人情報保護方針」を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全職員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進致します。

### 1. 法令の遵守

当財団は、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

### 2. 個人情報の取得

当財団は、個人情報の取得に際してできる限りその利用目的を特定し明示するとともに、適法かつ公正な手段によって取得します。

### 3. 個人情報の利用

当財団は、取得の際に示した利用目的の範囲内で目的の達成に必要な限りにおいて、個人情報を利用します。また、個人情報を職員に取り扱わせる場合もしくは個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、職員もしくは受託者に対して必要かつ適切な監督を行います。

### 4. 個人情報の管理

当財団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、その漏えい・滅失・き損の防止その他安全管理に必要かつ適切な措置を講じます。

### 5. 個人情報の第三者提供

当財団は、法令等に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

### 6. 個人情報の開示・訂正等・利用停止等

当財団は、本人から個人情報の開示もしくは訂正・追加・削除および利用停止・消去の申し出があった場合には、本人確認等必要な調査を行った上で速やかに対応します。

### 7. 個人情報の管理体制

当財団は、個人情報を適正に取り扱うための管理体制を構築し、個人情報を安全かつ適切に管理するとともに、職員の啓発や適切かつ迅速な苦情処理等の個人情報保護の推進に努めます。

平成 30 年 8 月 1 日

More Jobs Better Lives 公益財団法人